

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成27年7月1日
【会社名】	野崎印刷紙業株式会社
【英訳名】	Nozaki Insatsu Shigyo Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 野 崎 隆 男
【本店の所在の場所】	京都市北区小山下総町54番地の5
【電話番号】	(075)441-6965
【事務連絡者氏名】	常務取締役 夏 苺 崇
【最寄りの連絡場所】	京都市北区小山下総町54番地の5
【電話番号】	(075)441-6965
【事務連絡者氏名】	常務取締役 夏 苺 崇
【縦覧に供する場所】	野崎印刷紙業株式会社 東京支店 (東京都板橋区板橋2丁目65番9号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成27年6月26日開催の当社第75回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

イ 当社普通株式1株につき金3円 総額56,010,978円

ロ 効力発生日 平成27年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 会社法第194条に規定する単元未満株式の買増制度の導入をするにあたり、定款第7条第2項第4号及び第8条（単元未満株式の買増し）を新設する。

(2) 取締役及び監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨、並びに業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第29条（取締役の責任免除）及び第40条（監査役の責任免除）を新設する。

(3) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行う旨の規定として、定款第46条（剰余金の配当等の決定機関）及び第47条（剰余金の配当の基準日）を新設する。

(4) その他、条文の新設及び削除に伴う条数の繰り下げ等所要の変更を行う。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役として、野崎隆男、夏苅崇、福本龍市、小林正明、小林守、築瀬昌二、鈴木一水の7名を選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、河原工を選任する。

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金及び弔慰金贈呈の件

本総会終結の時をもって退任する高野俊一に対し退職慰労金を、また平成27年4月19日に逝去されました故取締役齋藤優氏に対し弔慰金を、それぞれ在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等については取締役会に一任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	13,725	16	0	(注)1	(注)4 可決(98.32%)
第2号議案	13,723	18	0	(注)2	(注)4 可決(98.31%)
第3号議案					(注)4
野崎 隆男	13,724	17	0	(注)3	可決(98.32%)
夏苅 崇	13,724	17	0		可決(98.32%)
福本 龍市	13,725	16	0		可決(98.32%)
小林 正明	13,725	16	0		可決(98.32%)
小林 守	13,725	16	0		可決(98.32%)
築瀬 昌二	13,724	17	0		可決(98.32%)
鈴木 一水	13,725	16	0		可決(98.32%)
第4号議案					(注)4
河原 工	13,716	25	0	(注)3	可決(98.26%)
第5号議案	13,719	22	0	(注)1	(注)4 可決(98.28%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

4. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数(本総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分)に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上